

三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例等の改正について

1 経緯

- ・ 公益信託に関する法律（以下「改正公益信託法」という。）の施行に伴い、議員提出条例である「三重県公益認定等審議会及び県が所管する公益信託に関する条例（以下「審議会条例」という。）」及び「県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例」の改正について、11月10日の代表者会議において、改正のあり方等を総務地域連携交通常任委員会で検討することとなりましたが、12月15日の同委員会において、次のとおりとなりました。

2 改正の方向性

- ・ 改正の方向性としては、次のように改正することとなりました。
 - ① 改正公益信託法の施行に伴い、公益信託の許可、監督等に関する規定が不要となるため、これらに関する規定（第三章）を削除する。
 - ② 公益認定法、改正公益信託法等により、公益法人及び公益信託についての透明性及び公正性が十分に確保されることから、書類の閲覧等と年次報告に関する規定（第四章）を削除する。
 - ③ その他審議会条例等について、改正公益信託法及び上記①、②の改正に伴う所要の改正を行う。

3 改正案の提出について

- ・ 審議会条例は、公益法人及び公益信託に係る制度について、透明性の高い、効率的かつ公正な運用を図るため、国の公益法人制度改革等に先駆けて平成14年3月に議提条例により制定しました。この目的は、平成20年の公益法人制度改革関連三法に続き、公益信託についても全国に展開されることとなりました。
- ・ また、改正内容についても、新たな公益信託制度により、公益信託について十分にその透明性及び公正性が確保されることを確認した上で県独自の施策の見直しを行うものであることから、議会として改正案を提出することがふさわしいと考えられるため、総務地域連携交通常任委員会において改正案を検討し、提出いたしたいと考えています。

4 今後の予定

- ・ 代表者会議の了承を得られれば、令和8年定例会2月定例月会議での条例案提出を目指して検討を進めます。